

2020年度 法科大学院

第4期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

未成年者は、次に掲げる行為を行うことができるか。もしできないときは、どうすればよいかを、民法の行為能力についての規定及び民事訴訟手続の特色に触れながら、説明しなさい。

- (1) 未成年者が親権者の同意書を添えて成人の友人を被告とする貸金返還の訴えを提起する行為
- (2) 親権者によって営業が許された未成年者が、会社を被告として当該営業に基づいて取得した動産の引渡しを求める訴えを提起する行為
- (3) 未成年者が民事訴訟の証人として証言をする行為

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

- 1 搜索及び押収が、原則としてあらかじめ裁判官が発する令状を得て行わなければならないとされているのはなぜかを論じなさい。
- 2 刑事訴訟法219条1項は、令状による搜索の対象として「場所」と「身体」を区別しており、特定の場所を搜索対象とする搜索令状では、その搜索場所に存在する人の身体を搜索することは原則としてできないと考えられている。このように、法が搜索対象として場所と身体を区別しているのはなぜかを論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)